

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 1 月 19 日

分任支出負担行為担当官  
中国四国農政局松江地域センター長  
富田 計二

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

中国四国農政局松江地域センター本庁舎で使用する電気一式

予定使用電力量 150,000 kw 時 / 年

### (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

### (3) 供給期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで。

### (4) 需要場所 入札説明書による。

### (5) 入札方法

入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当センターが提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

### (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

### (3) 平成 22・23・24 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「物品の販売」の「A」、「B」及び「C」等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格審査を受けていない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

### (4) 電気事業法第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

### (5) 省 CO2 化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

- (6) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 中国四国農政局長から、中国四国農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成15年9月16日付け15中総第568号（経））に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒690 - 0001 島根県松江市東朝日町192  
中国四国農政局松江地域センター 電話 0852 - 24 - 7311
- (2) 入札説明書の交付期間 平成24年1月19日～平成24年2月2日  
（閉庁日を除く9時から17時）
- (3) 入札書日時及び場所 平成24年2月3日 14時00分  
中国四国農政局松江地域センター 別館3階会議室
- (4) 開札の日時及び場所 入札終了後入札場所において直ちに行う

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。
- (4) 契約書の作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (6) その他 詳細は入札説明書及び仕様書等による。

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当局のホームページ

(<http://www.maff.go.jp/chushi/nyusatsu/index.html>) をご覧下さい。